

令和3年 八潮市農業委員会4月総会 議事録

- 1 開催日 令和3年4月23日(金)
- 2 開催時間 午後2時00分から
- 3 会場 八潮メセナ2階研修室B

4 出席委員 9名

会長	1番	大塚 一宏		
会長職務代理者	2番	小早川喜一		
委員	3番	大野ヒロ子	13番	鈴木 隆
	5番	荻野 恭子	14番	田中 幸夫
	9番	飯山 敏行	15番	松田 淳一
	11番	臼倉 正浩		

5 欠席委員 6名

委員	4番	渋谷 稔	8番	小倉 雅樹
	6番	齋藤 富子	10番	新井 孝美
	7番	福岡 達則	12番	鈴木 新一

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

7 協議事項

八潮市地産地消推進協議会委員の推薦について

8 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について

9 その他

10 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

ただいまより八潮市農業委員会4月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の配慮をし、出席人数を削減するため、案件担当委員の方と議席番号が奇数の委員の皆様に出席をいただいているところでございます。その結果、本日の出席数は9名となっております。定足数に達しており、本日委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、7番の福岡委員におかれましては欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議につきましても、先月に引き続きまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議時間が長くないよう配慮して進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほうお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

皆さん大変お忙しい中、新年度4月総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

毎回毎回、コロナの感染者が多いとかという話になりますが、もうどうしようもないので、皆さん、今までどおり予防に気をつけて、感染しないようにして行ってほしいと思います。

それから、先月は栃木の山火事、今月は群馬のほうで山火事が起きましたけれども、地元の消防関係方は大変忙しく、苦勞されていると思います。八潮には遠い話ですが、火事はありますから気をつけてほしいと思います。

会議時間が遅くなると申し訳ないので、この辺で。

皆さん、最後までご協力よろしくお願いいたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますが、手を挙げて、お知らせ願いたいと思います。

- |   |              |
|---|--------------|
| ①八潮市農業委員会 4 月総会次第                                   | A 4 横        |
| ②八潮市地産地消推進協議会委員の推薦について（依頼）                          | （資料 - 1）     |
| ③令和 4 年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の<br>実施と意見集約への協力の依頼について | （資料 - 2）     |
| ④農業者年金チラシ（加入者・受給者の声）                                | （資料番号なし）     |
| ⑤令和 3 年春の農作業事故ゼロ運動の実施について                           | （資料 - 3）     |
| ⑥かすかべのうりんナビ   | （資料番号なし・チラシ） |

資料につきましては以上でございますが、全てで 6 点になります。資料の漏れ等はなかったでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 8 のその他まで、どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第 3 の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、3 番、大野ヒロ子委員、15 番、松田淳一委員をお願いいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

---

#### ◎議案第5号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

まず、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきましては、3件ございます。私が担当の地区でございますので、議事の進行につきましては、小早川会長職務代理にお願いいたします。

委員の皆さん、どうぞよろしく申し上げます。

○副議長 それでは、本議案につきまして、会長に代わりまして、暫時私が進行を務めさせていただきます。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきましては、3件ございますが、番号1、さらに番号2につきましては関連がございますので、併せて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請許可の件ですが、この番号1には、同一世帯におきまして、最初に簡単に説明しちゃいますと、今、奥様名義になっている土地を、番号1のほうは夫に、番号2のほうはお子さんに贈与する、そういった形になります。

それでは、議案のほう、説明してまいります。

番号1、譲渡人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、地目、田、地積〇〇平米。権利の内容は、所有権の贈与になります。農業経営充実のため、夫へ贈与するということでございます。

番号2にまいります。

番号2、譲渡人住所・氏名、同じく〇〇〇、〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇、地目、田、地積〇〇〇平米。権利の内容は、所有権の贈与。こちらは、子へ贈与し、農業経営の充実を図るというのが申請事由でございます。

意見決定の根拠としまして、耕作面積〇〇〇平米ございまして、そのうち〇〇〇平米が水田、〇〇〇平米が畑となっております。畑のほうでは、トマトやナス、枝豆などを栽培しておられます。

所有している農業機械は、トラクター、田植機、コンバイン、それぞれ1台です。

農業従事者は世帯で3人いらっしゃいまして、従事日数のほうが、譲渡人の〇〇〇さんが

150日、だんなさんの〇さんが300日、息子さんの〇さんが200日で、合計650日となっております。

所有されている土地を台帳で確認したところは、全て耕作、または管理されておりました、遊休農地などはありません。また、今回の申請地につきましても、これまでも水田として耕作されてきたところでありますので、権利移動後も周辺農地に影響を与えるようなことはないものと考えております。

次に、場所の説明をしてまいります。隣の2ページをご覧ください。

八潮市役所〇側の出口を〇〇して〇方向に向かいますと、〇〇〇の入口にぶつかります。そこを右折しましてずっと北上していきますと、〇〇〇の100メートルぐらい手前で〇〇〇線、また〇〇〇線と呼ばれる道路で、〇〇に向かう道路なんですけれども、ここの信号のある交差点に到達しまして、そこを左折します。そして、1個目の信号を右折しますと〇〇〇に入るわけですが、そこをずっと北上しまして、〇〇〇の先の〇〇〇と〇〇〇の交差点ですね、ここをそのまま真っすぐ進みまして、500メートルほど行きますと〇〇〇前に到達します。こちらの地図にございますように、〇〇〇の〇側ですね、こちらの着色した場所、上のほうが番号1の〇〇〇番一〇、下のほうが番号2の〇〇〇番となります。

参考までに、開いていただいた3ページ左側の写真が、番号1の〇〇〇番一〇、右側が〇〇番となります。この点線で囲まれたところが申請地となりますので、ご確認ください。事務局からは以上です。

○副議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当、1番、大塚一宏委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○1番（大塚一宏委員） 特に補足説明はないんですが、これ、1番は、〇〇〇さんが相続で受けたのが3年か4年前で、亡くなられたお父さんは〇〇〇さんになります。

〇〇〇は昨年までしっかり作っておりました。〇〇のほうは昨年はしつけていなかったんですが、ちゃんとトラクターで耕耘してきれいにはしてあります。後ろの写真を見ると分かりますが、左側がちゃんと株が残っていて、右側の2番は株はなくてうなっております。ここも2年前まではちゃんと作付しておりましたので、特に問題はないと思います。

以上です。

○副議長 はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局と1番、大塚一宏委員より農地法第3条の規定による許可申請許可の件、番号1、2につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

—— 委員より意見なし ——

○副議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

番号おのおのに採決をしたいと思います。

それでは、まず番号1、これに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○副議長 挙手全員でございます。

議案第5号番号1は、原案どおり可決いたしました。

次に、番号2のほうの採決に移りたいと思います。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○副議長 挙手全員でございます。ありがとうございました。

議案第5号番号2についても、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第5号番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の4ページをご覧ください。農地法3条の規定による許可申請許可の件になります。

番号3、譲渡人住所・氏名、〇〇市〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、譲受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、地目、田、地積〇〇平米、同じく〇〇〇、田、〇〇〇平米、合計〇〇〇平米。権利の内容は、所有権の移転（売買）となります。申請事由は、農業経営の充実を図るための経営規模拡大となります。意見決定の根拠としまして、所有している農地面積が〇〇〇平米ほどございまして、このうち〇〇〇平米が水田で、〇〇〇平米が畑、こちらでは小松菜等を栽培していらっしゃいます。所有機械のほうは、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、脱穀機などを、各1台所有していらっしゃいます。農業従事者は4人いらっしゃいまして、申請者本人と奥様、あと息子さん夫婦2人、合わせて4人で、合計年間370日となります。

こちら、台帳で確認したところ、所有地は全て耕作されておりまして、遊休地等はありません。また、申請人は、これまでも同地区におきまして多くの水田の耕作実績がありますことから、本申請地においても周辺農地に迷惑をかけることなく、効率的に耕作されていかれるものと思われまます。

次に、場所の説明をいたします。5ページをご覧ください。先ほどと同様に、〇〇〇を真っすぐ行きまして、〇〇〇を過ぎたところの〇〇〇線と〇〇の交差点ですね、そこから200メートルほど進んだところの信号を右折します。右折して125メートルほど行きますと交差点に当たりまして、ここの交差点を左折して60メートルほど進みますとTの字の交差点がありまして、ここを左に曲がったこの着色された場所が、〇〇〇と〇〇〇。この左側のほうが〇〇〇で、着色された右側のほうが〇〇〇となります。参考までに、現地の様子は、隣6ペ

ージの写真のような状況になっております。事務局からは以上です。

○副議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当、1番、大塚一宏委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○1番（大塚一宏委員） 事務局の説明どおり、〇〇〇さんのうちは、畑は全て自家野菜で、本当の米農家、田んぼだけやっております。息子さんが私より3つ上ぐらいなんですけど、〇〇〇加工の自営業で、勤めながら、休みを使って稲を作っております。事務局が言ったとおり、ちゃんと毎年きちんと作っております、この譲渡人の人の田んぼは、昨年まで吉川の業者さんが作っておりました。ここの田んぼもずっと作付はされておりました。

特に問題はないと思います。

以上です。

○副議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局と1番、大塚一宏委員より、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、番号3について説明がございました。

何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

———— 委員より意見なし ————

○副議長 ございませんか。

ないようですので、挙手にて採決をしたいと思っております。

原案どおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○副議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

ここで、議案第5号の審議が終わりましたので、議事の進行を会長に戻したいと思います。

皆様のご協力、ありがとうございました。

○議長 小早川会長職務代理、ありがとうございます。

---

### ◎議案第6号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、議案第6号にまいります。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の7ページをご覧ください。



議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の件、利用権の設定の承認の件となります。

番号1、借受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、貸付人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇、地目、畑、地積〇〇〇平米、権利の内容は賃借権5年間の設定となります。申請事由は、経営規模の拡大です。申出承認の根拠としまして、農業専従者は娘さんとお孫さん、合わせて3名いらっしゃいます。3名それぞれ年間300日以上従事していらっしゃいまして、合計950日となります。現に耕作に供している農用地の面積は、借受けしている土地も含めまして〇〇〇平米ございます。所有農機具のほうは、耕耘機3台、トラクター1台、トラック1台所有していらっしゃいまして、主に小松菜や枝豆、ホウレンソウ、白菜などを栽培しておりまして、八潮市の直売所やスーパーに出荷しておられます。

〇〇さんは、既にこの地区での利用権の設定の実績もありまして、今回の申請地につきましても、効率的に耕作していかれるものと考えております。

次に、場所の説明をいたします。隣の8ページをご覧ください。

〇〇〇出口を今度は〇〇しまして、〇方向に向かいます。〇〇〇さんの〇〇〇のところの〇〇〇を左折しまして、〇〇のほうに進みまして、〇〇にぶつかるまで真っすぐ進みます。〇〇に突き当たったところで〇〇しまして、〇〇沿いにずっと走っていきますと、〇〇の内側に〇〇〇、〇〇〇の辺りで、〇〇〇沿いに行く道路とこの〇〇農地の真ん中を走る中道のほうと二股に分かれるところがありますが、これを中道のほうに向かいまして300メートルほど行きますと、〇〇〇の〇〇〇がございまして。そこからさらに60メートルほど進みました左側、北方向ですね、こちらの着色された部分が今回の申請地となりまして、参考までに現地の様子は、裏側の9ページ、この2枚の写真となっております。左側が申請地手前西側から撮った写真、右側が東側から撮った写真となっております。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の14番、田中幸夫委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○14番（田中幸夫委員） 14番、田中です。

今、事務局からあったとおり、全てそのとおりですので、何の問題もないと思います。

今はちょっと、写真に載っていますけれども、全体的に枝豆が生えている状態で、〇〇さん草が嫌いなので、嫌いとかきれいにする人なので、何の問題もないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局と14番、田中委員より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の件につきまして説明ございましたが、何かご質問、ご意見が

ございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

〇〇さんは、今回で農用地利用集積計画は3回目でしたっけ。

○14番（田中幸夫委員） はい、そのぐらいだったと思います。

○議長 何にも問題はないんじゃないかなという、〇〇さんよりも、お孫さんが一生懸命やっているんでね。ここは、だから、今日出される前からもう何か作っていたんでしょう。

○14番（田中幸夫委員） そうですね、秋頃からやっていたね。

○議長 なので、そういう件もありますし。

○14番（田中幸夫委員） 〇〇さんももう年なので、ほとんどやっていないで、大体草しかなかったんで、ちょうどよかったんじゃないかなと。

○議長 そうですね、休耕地にならずに済んだ。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

#### ◎議案第7号及び議案第8号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第7号と第8号につきましては、申請者が同一であり関連がございますので、併せて議事を進めさせていただきます。

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件について、続けて、議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 こちらの議案第7号と8号ですが、申請者が同じでして、こちら、相続を受けた方が、所有している一部の生産緑地を納税猶予の適用を受けるために、納税猶予の適格者である証明を願い出たのが議案第7号になりまして、所有している生産緑地の一部を、議案第8号のほうは、こちら、買取り申出するために主たる従事者の証明を申請してきたものとなります。ということで、関連性がございますので、続けて事務局より説明させていただきます。次第10ページになります。

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願、こちら、改選後初めて出てくる案件なんです、こちらは、被相続人、亡くなられた方ですね、その方が農業を営んでいた農地について、相続人がこの先も引き続き農業経営を続けていける人であるかどうか、それを証明するものとなります。税務署に納税猶予を申告するときに、この農業委員会の証明が必要になるというものでございます。

番号1、相続人の住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、被相続人住所・氏名、同じく〇〇〇、〇〇〇、特例の適用を受けようとする土地の所在の表記の仕方なんです、区画整理地内の場合、いつも従前地を書いてから、その下段に仮換地先の街区番号を書いているんですけども、今回、その下のほうを見てもお分かりのように、従前地の登記地目に宅地とか雑種地とかが含まれておりまして、ちょっとなかなか字を見ただけだと理解しづらいところがありまして、今の街区番号を先に書いたほうが、すっきり分かりやすいかと思ひまして、逆に書かせていただきました。

では、続けて、議案のほうでございませう。

特例の適用を受けようとする土地の所在、〇街区〇画地、従前地が〇〇字〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇平米、従前地は〇〇平米の一部となります。〇街区〇画地、地目、畑、現況地目、畑、〇〇平米、こちらの従前地は、ご覧のようにその下5行の5筆となっております、今説明した登記地目は、宅地とか雑種地とか含まれておりますが、現況地目は全て畑、こちらの従前地5筆で〇〇〇平米となります。次に、〇街区〇画地、以下、地目は全て畑です。面積〇〇平米、従前地、〇〇〇字〇〇〇-〇、〇〇平米、〇街区〇画地、〇〇平米、従前地、〇〇〇字〇〇〇-〇、〇〇平米の一部、〇街区〇画地、〇〇平米、〇〇〇字〇〇〇、〇〇平米、〇〇〇字〇〇〇、〇〇平米、合計〇〇〇平米、従前地は〇〇〇平米の一部となります。

こちらは市街化区域で、全て生産緑地となります。市街化区域内の納税猶予というのは、生産緑地でないと受けることはできません。被相続人の所有面積は〇〇〇平米となります。次に、場所の説明をいたします。1枚めくっていただいて、11ページをご覧ください。

市役所の、今度は〇側の出口を出まして真っすぐ進みまして、〇つ目の信号になりますが、〇〇〇線に到達します。〇〇〇線を左折して〇〇方向にずっと走っていきますと、〇〇〇に到達します。〇〇〇をそのまま渡りまして、渡り終えたところで右折しまして、〇〇沿いに真っすぐ南下しますと、〇〇〇との合流部にぶつかります。そこを左折しまして、今度は〇〇〇沿いに真っすぐ走っていきますと、じきに〇〇〇と〇〇〇のところに到達します。ご覧のように〇〇〇の北側、こちら3つに分かれています、こちら一体で生産緑地となっております。八潮〇〇の生産緑地がこちらの場所になります。

現地の様子は、隣の12ページのような感じになっております。丸番号は写真撮影箇所です

ので、隣の11ページと照らし合わせて参照にしてください。

続きまして、次第の13ページになります。

議案第8号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて。

こちら生産緑地なんですけれども、こちらは、買取り申出をするために、主たる従事者の証明を申請してきたものとなります。買取り申出というのは公園みどり課にするんですけれども、その際には、農業委員会が発行した主たる従事者の証明書が必要となるものです。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、地目、畑、地積〇〇平米、仮換地先は〇街区〇画地、〇〇平米、〇〇の一部、地目、畑、地積〇〇の一部、仮換地先、〇街区〇画地、〇〇平米、同様に〇〇の一部、畑、〇〇平米の一部、仮換地先、〇街区〇画地、〇〇平米、〇〇-〇、畑、〇〇平米、仮換地先、〇街区〇画地、〇〇平米、合計〇〇〇平米の一部で、仮換地は〇〇〇平米となります。

主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、昭和〇年〇月〇日生まれとなります。申出者住所・氏名、同住所、〇〇〇の〇〇〇。主たる従事者との続柄は妻となります。

こちらの場所なんですけど、隣の14ページをご覧ください。

先ほどの議案第7号の道路を挟んで北側にある囲まれた土地となります。

現況は、1枚めくっていただいて15ページ、こちらが第〇〇号生産緑地となっております。実は、この点線の左側は、ほかの方の生産緑地となっております、これまで一体で〇〇号生産緑地となっていたんですけれども、こちらをやめると、残り半分だけ生産緑地になるという場所でございます。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の11番、白倉正浩委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○11番（白倉正浩委員） 11番、白倉です。先日、福岡委員に代わって現地調査してまいりました。

この資料にあるように、写真を見ていただければ分かると思うんですけれども、畑という形できれいになっております。特に耕作といったことはされてはいなく、一部ネギ、多分家庭菜園用だとは思いますが、ネギ等植わってございましたが、こんな形で畑として使用してございましたので、特に問題はないかと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま、事務局と11番、白倉委員より、議案第7号と8号についての説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

私、1つ思ったんですが、12ページの写真の中の4番、生産緑地になっているんですが、松だかマキだか、ちょっと大きな植木がありますよね。これは、皆さんどう思うかなと思って。私のイメージとして、生産緑地はやはり作付して何か作って、やっぱり、販売目的までいかなくても、何か作っておくというイメージがあるので、これが、販売目的で植えてあるんだったら、何とも文句は言えないんですが、きれいにはしてありますけれども、どうなのかなと、先日事務局にも言ったんですが、皆さんどう思われますか。別にいいですか。

○3番（大野ヒロ子委員） 3番の大野ですけれども、販売目的というか、これって、買う人がいれば売れますよね。

○議長 売れます。

○3番（大野ヒロ子委員） ところが、うちのおばあちゃんが畑にいっぱい作っているものだから、売ろうと思って、園芸をやっている方を知っていたので、ぜひ買ってこれって言ったんです。そうしたら、素人がやったんじゃ買えないってということで、結局全部、おばあちゃん、駄目だったんです。

だから、誰か、これ売ってと言ってくれる人がいれば売れるんですけども、そういうところを出して、人を介して売るとかというのはなかなかということがあったんですね。

だから、販売目的でやっているというのは、昔のイメージだと、うちのおばあちゃんなんかは、よく庭木に買いに来たんだよって言って、そんな感じで仕立てていましたけれども。始めた当時は、そんな感じでもあったんでしょう。

○3番（大野ヒロ子委員） 農地としてね。きれいにされているんだしたら。

○9番（飯山敏之委員） 事務局にちょっと聞きたいんですけども、川口とかって植木の本場じゃないですか。ああいうところというのは、先ほどもありましたように、販売目的云々かんぬんあるかもしれないけれども、ああいうところって、業者さんが植木のストックというのを置いてあると思うんですけども、ああいうところって生産緑地は効くんですか。

○事務局 あれは農地です。販売用の植木を植えてあるところ、あれは農地扱いです。

○9番（飯山敏之委員） 要するに、生産緑地になるんですか。

○事務局 そうですね。

○9番（飯山敏之委員） 販売だったらよくて、趣味だったら駄目ですね

○事務局 生産緑地の価値というのは、ここのところ見直されて、都市にあるべきもの、防災効果とかいうだけじゃなくて、景観的にも、あと、人の心にも働いてとか、そういう効果も今見直されているので、公園みどり課のほうにも聞いたんですけども、きちんと管理されているようであればということでした。

○9番（飯山敏之委員） だって、事例で前にありましたけれども、囲っちゃっているところに生産緑地の指定を申請する人もいるんですから、これは、屋敷の外ですからね。

- 議長 生産緑地って、塀で囲っちゃ駄目なんですって。知っていましたか。
- 13番（鈴木 隆委員） 屋敷の中は駄目なんだね。中でこう、塀が例えばありまして。
- 9番（飯山敏之委員） 生産緑地のあれっていうのは、有事のときのためですから、誰でも安易に入ってこられるという状態をキープしているということが、生産緑地を受けるときの要件ですよ。
- 議長 それ、ちょっと事務局で説明してもらえますか。
- 事務局 最低、接道2メートルというのがあったと思います。2メートル以上接道していて、第三者が容易に分かるようにしておかないといけないというのがあります。
- 議長 私だけが思ったのかなというふうに思って、皆さんにちょっと聞いてみただけなんで、特にこの件に関しては、問題はありません。
- ほかに何かありますか。

—— 委員より意見なし ——

- 議長 ないようでしたら、挙手にて採決したいと思います。
- まず、議案第7号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

- 議長 ありがとうございます。
- 挙手全員ですので、議案第7号は原案のとおり可決いたします。
- 次に、議案第8号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

- 議長 ありがとうございます。
- これまた挙手全員ですので、議案8号は原案のとおり可決いたします。

---

### ◎協議事項

- 議長 次に、次第6、協議事項にまいります。
- 八潮市地産地消推進協議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、資料1をご覧ください。
- 資料1、八潮市地産地消推進協議会委員の推薦について（依頼）ということで、地産地消推進協議会より委員の推薦依頼が来ております。
- 1、任期の欄を見ていただきますと、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっておりますけれども、次期の2年の委員を推薦していただきたいということで依頼が来ております。

これまで、小早川会長職務代理に委員のほうを務めていただいておりますけれども、こちら、会議のほうは1年に1回を予定ということで、総会がありますので、そちらのほうに出席の依頼が来るというところと、あと、過去ですと、枝豆ヌーヴォー祭とか、そういったイベントがあったときに出席していただいたりといった活動になるということです。

5月6日までに回答することになっておりますので、本日この場で1名推薦する方を決めていただければと思います。

今回、出席されていない委員さんには、地産地消推進協議会の委員にご興味のある方は事務局までということで通知を差し上げていたところなんですけれども、今のところ、どなたからも問合せ等は来ておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、どなたかやっていたという方、やってみたいとか、やってもいいよという方がいらっしゃいましたら、ちょっと手を挙げてもらいたいんですが。

ちょっといないようでしたら、申し訳ないですけども、引き続きお願いしたいんですが、よろしいですか。

○2番（小早川喜一委員） はい。

○議長 農業委員会からの推薦の委員さんは、会長の職についていただくようですが。

それでは、恐れ入りますが、引き続き小早川会長職務代理にお願いしたいと思います。

---

#### ◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第7、転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について4件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について7件、報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について1件ございますが、今月も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間が長くないように読み上げはなしにいたしますので、ご了承ください。

事前に目を通されていると思いますが、今から数分、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いいたします。16ページから19ページになります。

—— 資料確認 ——

○議長 それでは、そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

一応なんですけど、17ページの3番の地積、○平米で住宅・倉庫敷地というところを、事務

局でその一部ということを説明してもらえますか。

○事務局 こちら、土地の所在としましては、〇〇〇字〇〇〇-〇で、地積〇平米となっておりますが、譲受人、〇〇〇さん、譲渡人、〇〇〇さん、こちら、以前に生産緑地の買取り申出等がありました、〇〇〇の〇〇さんのお宅の自宅の敷地の一部のところのお話になります。ですので、この〇平米のところ住宅とか倉庫が建つというよりは、言葉を足すとすると、住宅・倉庫敷地の敷地拡張、敷地の一部というところなんですけれども、申請書のほうには特に一部という表記がなかったので、この次第の作成に当たっては、の一部とか拡張とかという言葉は入れていませんが、住宅・倉庫敷地の一部になります。

○議長 たまにこういう、面積が少なく、ありますので、もし気になった方は、その都度質問してください。一部って、たまに出るときもあるんですけどもね。ないときもありますので、そういうところは、気がいたら質問してください。

ありますか、何か。

—— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりとなります。

---

### ◎その他

○議長 続きまして、次第8、その他にまいります。

その他につきましては、報告事項が1件、依頼事項が2件、協議事項が1件ございます。

初めに、依頼事項1件目、令和4年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出の実施と意見集約への協力の依頼について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料2のほうをご覧ください。

こちらは、毎年この時期に、埼玉県農業会議から通知がくるものなんですけれども、埼玉県農業会議は、毎年県内の農業委員会からの農地利用の最適化に向けた意見を取りまとめまして、埼玉県に意見書を提出しております。今年も同様に埼玉県に意見書を提出しますので、そのために、各農業委員会に今年も意見を出してください、そういった依頼がきたものとなります。

こちらのほうですね、資料2を1枚開いていただくと、どんなことを書くかというのが、下のほうですね、例1でいえば、農業委員会の業務の効率化という課題に向けまして、例えば、支援策としてドローン等による農地の利用状況調査の実施とか、また、1枚めくっていただくと、2つ目の例としまして、利用調整活動におけるタブレットの活用とか、その下だと、空き農地の効率的な確保と整備ということで、記入例が載っております。



農業会議のほうで予定しています意見集約の項目というのは、その下、4番のところですね、（１）農地の有効利用の推進のための支援、（２）担い手の育成・確保、新規参入などの支援及び経営改善支援、（３）その他農業振興のための支援とありまして、意見集約のポイントが載っていますけれども、このあたりを参考に、もしぜひ埼玉県の方にこういう意見を上げてほしいというものがございましたら、後ろのほうに今申し上げました項目ごとに分かれて意見等報告書がございますので、こちらの締切りが農業会議のほうへ6月4日となっていますので、意見がありましたら記入いただきまして来月の総会前に事務局でまとめてから総会に諮った上で報告したいと思っておりますので、報告書を出される場合は、5月14日の金曜日まで、事務局のほうに提出していただきたいと思っております。

簡単ですが、説明は以上です。

○議長 ただいまの意見提出依頼につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、ないようですので、ただいまの件につきまして、もしご意見がございましたら、5月14日金曜日までに事務局に報告されるようお願いいたします。

次に、報告事項1件目、農業者年金のチラシについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、カラー刷りの農業者年金（加入者・受給者の声）というチラシをご覧ください。

毎年この時期、埼玉県農業会議のほうから、農業者年金の普及ということで依頼が来ておりまして、今年につきましては、受給者の声、加入者の声ということで、加入されている方の顔写真入りでチラシのほうが届いております。周りの方で農業者年金について少しでもご興味のある方がいらっしゃいましたら、事務局でしたり、農業会議からも専門の職員がご説明に上がりますので、ご紹介いただければと思います。

パンフレットの後ろのほうにも農業会議の電話番号が載っていますので、私たち事務局だけでなく、農業者年金担当の方に直接、この番号にかけていただいても大丈夫かなと思います。4ページには、ここに注目ということでポイント1から4まで、ポイントが見やすくなっています。加入要件は、国民年金に加入している第1号被保険者で、60歳未満、年間60日以上農業に従事しているといった条件をクリアしている方が入れますよとなっていますので、周りに加入対象の60歳未満の方いらっしゃいましたら、1年を通じて受付していますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいまの農業者年金のチラシの説明に、何かご質問ございましたら。

加入の要件の年間60日以上は、農家台帳が何かで調べられるんですか。調査されるんです

か。

○事務局 台帳に載っていれば、すぐにわかります。ただ、台帳に記入されていない場合ともありますので、そういう場合は、本人に聞くしかないですね。

○議長 聞いて、はいつて言われたら入れるということですね。

○事務局 担当地区の農業委員さんに確認する必要があると思います。

○議長 次に、報告事項2件目、令和3年春の農作業事故ゼロ運動の実施について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3のほうをご覧ください。

こちらは、農作業による事故が相変わらず多いので、みんな気をつけてゼロにしましょうということなんですけれども、農林水産省では、3月から5月を重点期間としまして、春の農作業安全確認運動というのを実施しております。農作業事故防止に向けた対策の強化を図っているところなんですけど、それを受けまして、埼玉県のほうでも4月から6月を農作業事故ゼロ運動期間として、農作業の安全確保に向けた啓発活動を実施しています。

農作業における事故率というのは、土木、建築等のほかの作業と比べても高い状況が続いたままになっておりまして、資料3を1枚めくっていただくと、埼玉県で発生した農作業事故についての調査結果が載っているんですが、脚立・はしごなどからの転落事故、段差などによるつまずき・転倒事故、機械回転部への巻き込まれ事故、トラクターの転倒事故などが多いようです。身近な環境で発生している事故ですので、資料を参考に、この先十分にご注意いただくとともに、機会がありましたら、ほかの農業者の方にも注意喚起していただきたいと思います。

以上です。

○議長 次に、協議事項、令和3年、「緑の募金」運動の協力依頼について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 こちら、「緑の募金」ということで、今年度はまだこの通知のほうが届いておりませんので、お配りしている資料というのがないんですが、今日、電話で確認しましたところ、埼玉県農業会議のほうから、例年どおり「緑の募金」運動の協力依頼のほうは来るということでした。

毎年慶弔費のほうから、八潮市農業委員会として5,000円支出する形で協力しているところなんですけれども、今年度についてどうするかというところを、今日、皆さんでご協議いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症対策ということで、あらかじめ緑の羽根はテーブルの上に置かせていただいているんですけれども、今年の協力の仕方ということで、ご協議をお願いします。

○議長 毎年協力しているので、農業委員会の慶弔費のほうから5,000円で募金していくので

よろしいと思うんですが、どうでしょうか。

—— 委員より「いいと思います」の声あり ——

○議長 それでは、「緑の募金」につきましては、例年同様、慶弔費から5,000円支出とすることで、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明があります。

○事務局 それでは、次回ですが、令和3年5月25日火曜日、午後2時からメセナの2階になりまして、部屋なんですけど、隣の研修室Aのほうになります。また、出席人数につきましては、この状況ですと、全員ではなくて、今度は偶数の委員さんということになるような気がするかなと思うんですが、また改めて通知でご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと、だんだんと陽気もよくなりまして、5月から例年クールビズということで、今年度も、八潮市役所としてクールビズで軽装とさせていただきます予定で、来月5月は、上着なしの軽装で大丈夫ですので、陽気に合わせた格好でご出席いただければと思います。

では、5月25日、よろしくお願いします。

○議長 ただいま事務局より、5月の農業委員会の総会の説明がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通して何かありましたら、よろしくお願いいたします。

事務局で。

○事務局長 1点、連絡事項なんですけど、先日、観光協会のほうで役員会とか理事会がありまして、毎年実施しております夜市の開催については、やはりコロナの関係がありますので、昨年に引き続き中止という連絡がありましたので、皆様にご連絡させていただきます。

○議長 ほかにございませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

○事務局長 大塚会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には、慎重審議をいただきまして誠にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には、何かとご多用の中、4月総会にご出席いた

だきましてありがとうございます。

暖かく陽気もよくなりまして、虫も動物も動き出します。そして、人も動き出しまして、テレビ等で、新聞等でご覧の状況でございます。皆さんも十分気をつけていただきまして、日々の活動に励んでいただければ幸いかと思います。

以上をもちまして、4月総会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

○事務局長 ありがとうございました。

皆様、大変お疲れさまでした。これにて散会といたします。

閉会 午後 3時30分